



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

678	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
679	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	1
680	広、南広土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
681	県営土地改良事業計画の変更	( " ).....	3
682	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
683	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	4
684	公共測量の終了	(技術調査課).....	4

### ○ 公安委員会告示

26	遊泳区域の指定	.....	4
----	---------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第678号

情報セキュリティ強化対策業務（構築及び運用保守）委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
情報セキュリティ強化対策業務（構築及び運用保守）委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成30年5月29日
- 落札者の氏名及び住所  
西日本電信電話株式会社和歌山支店  
和歌山市一番丁5番地
- 落札金額  
78,760,836円（うち消費税及び地方消費税の額5,834,136円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年4月17日

### 和歌山県告示第679号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051600 215	学童クラブそよ風2	有田郡湯浅町青木938-1	放課後等デイサービス	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木564-1	平成 30. 6. 1

### 和歌山県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により広、南広土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 退任した役員（平成30年4月27日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	楠本益也	有田郡広川町大字殿1番地の1
理事	椿原正寛	有田郡広川町大字殿291番地
理事	浅井邦彦	有田郡広川町大字南金屋642番地
理事	池永実	有田郡広川町大字南金屋377番地
理事	大西健太	有田郡広川町大字東中98番地
理事	森下秀樹	有田郡広川町大字東中200番地
理事	池田善文	有田郡広川町大字名島264番地
理事	伊藤崇行	有田郡広川町大字名島272番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	竹中一善	有田郡広川町大字名島30番地の2
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	端野廣	有田郡広川町大字広536番地
監事	栗山敏宏	有田郡広川町大字東中120番地
監事	西谷忠司	有田郡広川町大字南金屋311番地
監事	江川照幸	有田郡広川町大字広625番地2
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2

#### 2 就任した役員（平成30年4月28日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	浅井邦彦	有田郡広川町大字南金屋642番地
理事	池永実	有田郡広川町大字南金屋377番地
理事	伊藤崇行	有田郡広川町大字名島272番地
理事	久保田定輝	有田郡広川町大字殿350番地
理事	栗山卓大	有田郡広川町大字東中104番地1
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	辻本淳一	有田郡広川町大字広364番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	椿原正寛	有田郡広川町大字殿291番地
理事	土井将裕	有田郡広川町大字名島277番地

理事	端野廣	有田郡広川町大字広536番地
理事	森下秀樹	有田郡広川町大字東中200番地
監事	池田善文	有田郡広川町大字名島264番地
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2
監事	藪内剛秀	有田郡広川町大字広1246番地
監事	山口義幸	有田郡広川町大字殿72番地

### 和歌山県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業下丹生谷地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成30年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 縦覧に供する書類

県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業下丹生谷地区の変更計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成30年6月13日から同年7月10日まで

#### 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林整備課

### 和歌山県告示第682号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第683号**

平成30年和歌山県告示第612号（以下「告示第612号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

崎山毅

奥すま子

寒川光治

寒川悦子

寒川浩史

細尾幸平

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第612号のとおり

**和歌山県告示第684号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき由良町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）

2 作業期間 平成29年8月7日から平成30年3月19日まで

3 作業地域 和歌山県日高郡由良町地内

**公安委員会告示**

**和歌山県公安委員会告示第26号**

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成30年6月12日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成30年6月25日から同年8月31日まで

宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成30年6月25日から同年9月30日まで
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域	平成30年7月1日から同年8月31日まで
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原(字山谷)地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成30年7月15日から同年8月19日まで